

# 令和6年4月より高校授業料無償化制度が拡充されます

## ① 従来の授業料無償化制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国および県による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

### 【算定式】

**(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

## ② 令和6年4月からの拡充制度内容

所得制限により左記の**国の高等学校等就学支援金制度の対象とならない世帯**の生徒で、保護者等の収入に関わらず**扶養する子どもが2人以上いる世帯**の生徒の授業料を減免します。

“所得制限により国の高等学校等就学支援金制度の対象とならない世帯”とは、左記の算定式により算出した金額が30万4,200円以上（年収目安約910万円以上）の世帯です。

- ・算定式で算出した金額が30万4,200円未満の場合は、従来の無償化制度の対象となります。
- ・扶養する子どもの数については、健康保険証の写し等により確認します。

## ③ 無償化対象額

無償化対象額は、以下のとおりです。

### 全日制高校の場合の無償化イメージ

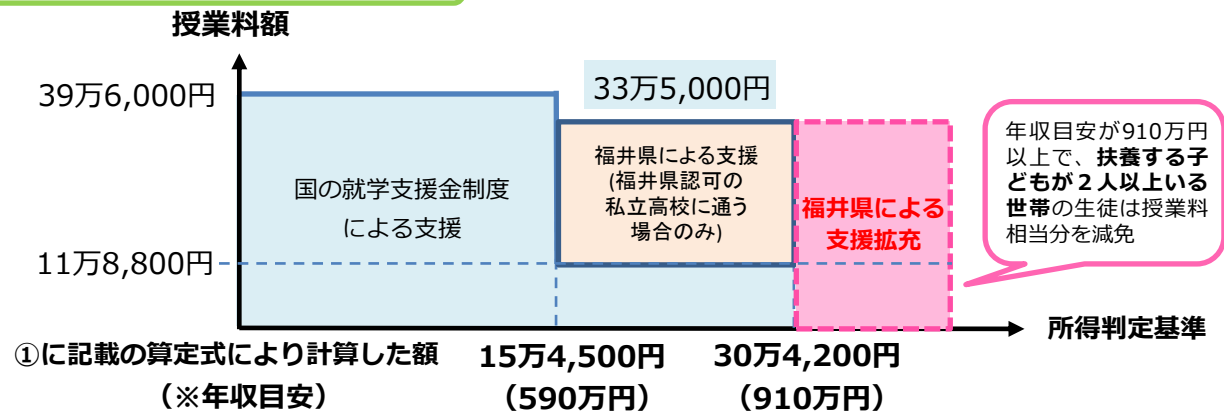
※定時制・通信制の場合、減免額が異なります。

### (1) 県立高等学校に通う生徒

1. 年収目安910万円までの世帯は11万8,800円※
2. 年収目安910万以上かつ扶養する子ども2人以上世帯は11万8,800円

### (2) 私立高等学校等に通う生徒

1. 年収目安590万円までの世帯は39万6,000円(上限)
2. 年収目安910万円までの世帯は33万5,000円(上限)
3. 年収目安910万以上かつ扶養する子ども2人以上世帯は33万5,000円(上限)



## ④ 申請について

無償化を受ける方  
全員必要です！

**入学時等に学校から案内があります**ので、申請を行って下さい。無償化は申請された月からとなるので、遅れないよう注意してください。

### 【新入生の方】

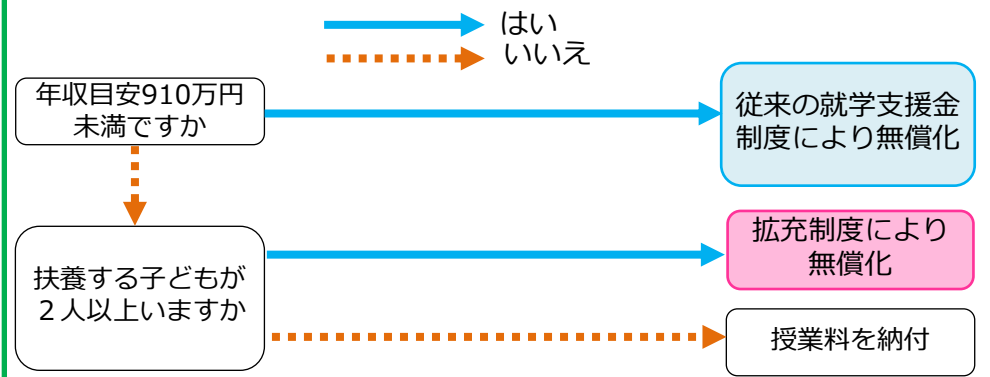
- 授業料の無償化を受けるためには、まず国の高等学校等就学支援金制度の**申請が必要**です。入学時などの時期に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。
- 高等学校等就学支援金とは別に、授業料減免の申請書を学校等から配布しますので、減免申請の対象となる場合は、必要書類を添付して学校等へ提出してください。

### 【在校生の方】

- 令和6年4月分からについて、学校より申請書をお配りしますので、必要書類を添付して学校へ提出してください。
- 現在国の高等学校等就学支援金制度の申請をしていない場合は、就学支援金の申請とあわせて申請していただくことになります。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

## 授業料無償化制度のフローチャート

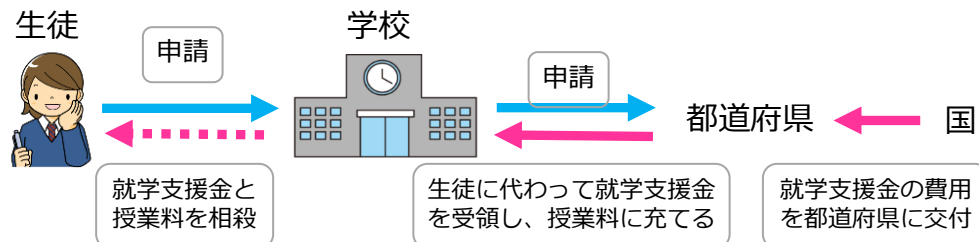


※授業料無償化の申請は全員がすることができますが、審査の結果によって制度の対象外となった場合は、授業料を納付していただくことになりますのでご注意ください。

## ⑤ 国の就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、ご負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



## ⑥ 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、**低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）**を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ずご確認ください。

※ 高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の間合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



### ■ 福井県担当連絡先

教育庁教職員課（県立学校） 電話：0776-20-0563  
総務部大学私学課（私立学校） 電話：0776-20-0248



文部科学省ホームページ：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

高校生等への修学支援 検索



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN